

提案の背景（４）

- ・ 放課後児童クラブの運営を取り巻く環境は極めて厳しい。その主たる要因は、放課後児童支援員など放課後児童クラブに従事する者について、人員資格基準や人員配置基準の義務付けを行ったこと等により、深刻な人材不足が発生している。

【沿革】

- | | |
|--------|---|
| 平成 9 年 | 児童福祉法の改正（施行 平成10年4月1日） <ul style="list-style-type: none">・ 放課後児童健全育成事業の法定化・ 小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童 |
| 平成19年 | 放課後子どもプラン |
| 平成24年 | 子ども・子育て関連3法（児童福祉法の改正） <ul style="list-style-type: none">・ 事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて条例で基準を定めることとされた。 |
| 平成26年 | 放課後子ども総合プラン
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（省令制定） |
| 平成27年 | 子ども・子育て支援新制度 <ul style="list-style-type: none">・ 対象を小学4～6年生にも拡大 |

福祉分野の「従うべき基準」に関する支障事例調査

【調査概要】

■ 目的

地方分権に関して、義務付け・枠付けは未だ残された課題。「従うべき基準」が特に多い福祉分野の支障事例を把握すること。

■ 主な調査項目

- ・ 過去の提案募集において、多くの自治体から提案があり、かつ、実現に至らなかった事案について、同様の支障があるか？
- ・ 「従うべき基準」が存置されているために、効率的な事務執行や独自の施策展開が阻害されている事例があるか？

■ 対象

全都道府県・市区町村（回答率 97.1%）

■ 調査期間

平成28年12月2日 ～ 平成28年12月28日

■ 実施主体

地方六団体



実態調査結果（概要）

放課後児童クラブに関して「従うべき基準」が存置されていることについて「支障がある」と回答した自治体は、200以上あり、その大半が人員基準及び資格基準によるものであった。

支障があると回答した自治体：217

- ・ 人員基準に関して支障があると回答した自治体：115
- ・ 資格基準に関して支障があると回答した自治体：43



Ⅱ 具体的な支障事例 【人員配置基準】

人員配置基準

放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第2項本文)

- 常勤可能な支援員を確保できないため、課題となっている未開設校区における学童保育所開設ができていない状況である。
- 新たなクラブ室を確保できても、放課後児童支援員等の確保が困難で分割できないため、大規模クラブとして手狭なまま運営する選択しかできない。
- 少人数の児童クラブで、土曜日など1～2人の児童しかいないときにも、支援員を2名常時配置しなければならず、支援員を確保しきれない。



具体的なな支障事例 【人員資格基準】

人員資格基準

放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項 各号(略))

*平成32年3月31日までの間、経過措置(附則第2条)

- 十分な知識、技能、実績があつても、高校卒業資格がないために放課後児童支援員になることができず、人材の確保と運営体制の維持ができない。
- 離島では従事者の確保が困難であり、放課後児童支援員の資格取得のための研修会へ参加する際には海上移動が必要で1週間程度を要する。長期不在による他の支援員への負担が重く、研修受講中に人員不足となり基準を満たせなくなり、受講できない。
- 従事する者の資格に見合う人材の確保が極めて困難。特に高齢化の進んだ中山間地において放課後児童クラブの設置案があつても人材確保で頓挫してしまう。